



丈部龍麻呂挽歌の冒頭部について：訓釈を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村田, 右富実 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002593

言語文化学研究（日本語日本文学編）第六号 抜刷 二〇一一年三月

文部龍麻呂挽歌の冒頭部について 訓釈を中心に

村田 右富実

文部龍麻呂挽歌の冒頭部について 訓釈を中心に

村 田 右富実

一 はじめに

生身の作者が文学研究の対象から外れて久しい。「作者は何を感じていたのか」、「この表現に託された作者の意図は何か」などといった、他者（生身の作者）の思考回路を覗き見るような——覗き見ることができると幻想してしまうような——方法に依拠した論は激減した。しかし、その一方で、テキストが産出された時代さえも相対化し、ひたすらにテキストを閉鎖系として理解した上で、その内部へと向かう研究方法は、文学研究を痩せ細らせたという見方もできるように思う。

本稿はいわゆる訓詁注釈を問題としており、こうした方法論の議論とはおよそ遠いところにあるようだが、必ずしもそうではない。というのも、日本文学が日本語理解者のみを、そのテキスト享受の対象とする点において——これは言語を用いた芸術全て

に通じることであるが——、その言語の持つ発想形式や表現形式から自由たり得ないし、また、日本文学がアジア東端の列島において培われてきた言語を使用しているという点において、その時空間から自由にはなり得ないからである。とすれば、生身の作者とはいわれないまでも、表現の選択主体や表記主体の想定が、訓詁注釈や作品理解に必要な、あるいは不要とはいえない状況が発生することは、否定できないのではなからうか。こうした観点に立つて、3・四四三番歌冒頭の訓詁注釈について述べてゆく。

二 歌の外部状況

天平元年、班田史生だった文部龍麻呂は、激務のあまりであるう、自らその命を絶った。龍麻呂の上司にあたる大伴三中は、その死を悼み、挽歌をものした。万葉集卷三・四四三〜四四五番歌である。

天平元年己巳、撰津国の班田の史生丈部龍麻呂自ら経ぎて死ぬる時に、判官大伴宿禰三中将作る歌一首并せて短歌

天雲の 向伏す国の 武士登 所云人者 天皇の 神の御門
に 外の重に 立ちさもらひ 内の重に 仕へ奉りて 玉か
づら いや遠長く 祖の名も 継ぎ行くものと 母父に 妻
に子どもに 語らひて 立ちにし日より たらちねの 母の
命は 斎瓮を 前に据え置きて 片手には 木綿取り持ち
片手には 和たへ奉り 平けく ま幸くませと 天地の 神
を乞ひ禱み いかにあらむ 年月日にか つつじ花 にほへ
る君が にほ鳥の なづさひ来むと 立ちて居て 待ちけむ
人は 大君の 命恐み おし照る 難波の国に あらたまの
年経るまでに 白たへの 衣も干さず 朝夕に ありつる君
は いかさまに 思ひいませか うつせみの 惜しきこの世
を 露霜の 置きて去にけむ 時にあらずして(3・四四三)

反歌

昨日こそ 君はありしか 思はぬに 浜松の上に 雲にたな
びく(3・四四四)
いつしかと 待つらむ妹に 玉梓の 言だに告げず 去にし
君かも(3・四四五)

丈部龍麻呂は他に見えないが、丈部氏は、佐伯有清氏「丈部氏

および丈部の基礎的研究」(『日本古代史論考』一九八〇年十一月)が述べるように、東国を中心に分布した、宮廷の警護などに携わっていた氏と思われ、龍麻呂も東国出身である可能性が極めて高い。また、歌の上でも両親が「母父」と表現されており、『全歌講義』が詳しく述べるように、その用例は東歌や防人歌に特徴的な偏りを見せる。少なくとも作品内においては、丈部龍麻呂は東国出身者として造形されているといつてよい。

一方、作者である大伴三中将は、当時、班田使判官であり、龍麻呂の上司であった。三中将は天平八年(七三六)の遣新羅使の副使としても万葉集に名を残し、天平十九年(七四七)には刑部大判事(従五位下相当)になっている。

当該歌は、当時の典型的な官人による、東国出身者への挽歌といつて差し支えない。そして、本国で息子の帰りを待つ母を中心 に描写し、時ならぬ死を悼む長歌と、思いがけぬ死を悲しむ反歌 第一首と、家で待っているであろう妻を歌う反歌第二首から成る。

長歌で母を歌い、反歌で妻を歌うこのありようは、家郷の妻のことを歌っているのは、長歌に漏らしたことを補う意であるかも知れないが、突然であつて、長歌との連絡がない。内容も平凡である。(『増訂全注釈』)

という批判もあり、当該歌に対する評価は総じて低いといわざる

を得ない。そのためもあつてか、当該歌についての専論は見当たらず、諸注による先行研究に頼つてゐるのが現状である。本稿では、こうした現況に照らし合わせて、あらためて長歌冒頭部の訓詁注釈について述べる。

三 付訓上の問題点

長歌は、第三、四句「武士登 所云人者」に大きな訓の異同を見る。「武士」の文字列に対する旧訓は「もののふ」であつたが、『古義』が、

武士登は、マストラフトと訓べし、(モノノフとよめるはいかゞなり、) 集中に、健男とも書たると、同義なり、

と、「ますらを」の訓を提示し、以降、「もののふ」と「ますらを」とが対立している。また、「所云」の訓についても「いはれ(えし」と「いはる(ゆ)る」^(注)の対立をみる。参考までに古義以降の主な注釈類の付訓状況を記しておく。

もののふと いはるるひとは
増訂全訳釈、大系、全集、新編全集、和歌大系、埴、新大系、和泉

もののふと いはれしひとは
野雁新考、講義、全釈、総釈、窪田評釈、私注、おうふう

ますらをと いはるるひとは

全訳注、集成、釈注、全歌講義、全解

ますらをと いはれしひとは

古義、註疏、井上新考、金子評釈、古典全書、佐々木評釈、注釈、全注

訓についての問題点は次の二点に絞られる。

(1) 「武士」を「もののふ」と訓むか、「ますらを」と訓むか。

(2) 「所云」を「いはるる」と訓むか、過去の「き」を補説して「いはれし」と訓むか。

以下、順に見て行く。

四 武士

「武士」の文字列に対する訓として考えられるのは、「ますらを」、「もののふ」に限られる。『古義』以降の注釈において、この点を詳述したものに『注釈』がある。『注釈』は、「もののふ」が文武百官の意であり、「ますらを」が立派な男子の意であることを確認し、

ますらをの さつ矢たばさみ 立ち向かひ 射的形は 見
るにさやけし(1・61)

ますらをの 弓末振り起し 射つる矢を 後見む人は 語
り継ぐがね (3・三六四)

ますらをの 心振り起し 劔大刀 腰に取り佩き 梓弓
鞞取り負ひて (3・四七八)

などを引用した上で、

「ますらを」とは弓矢を取り、鞞をつけ、劔大刀を身に帯び、
雄々しく勇ましく、剛毅に、岩をもわけて行きすゝむべき大
丈夫の事である。だからまた更に「猛男」といふ言葉を添へ
て「ますらたけを」(十九・四二六二、廿・四四六五)とも云
はれてゐる。これに對して「もののふ」の方は武官も含まれ
てゐるが、本來朝廷に仕へる部族の總稱であつて、この言葉
そのものには武士とか武人とかいふ意味はない。

とする。そして、さらに「もののふ」が枕詞に多用されている点
を述べ、

秋野には 今こそ行かめ もののふの 男女の 花にほひ見
に (20・四三二七)

を取り上げて「もののふ」が官女にも使われている点に触れ、

ますらをの 鞞の音すなり もののふの 大臣 楯立つらし
も (1・七六)

の「ますらを」と「もののふ」との位置を転換できないことを主

張して、「ますらを」の訓を主張した。明解な論理構成による帰結
と思われる。しかし、それでもなお、『注釈』以降の『全集』、『新
編全集』、『和歌大系』、『新大系』といった諸注は、「もののふ」と
付訓する。以下、『注釈』以降の注釈書の見解を記しておく(「ま
すらを」と訓むものについては「ますらを」とのみ記した)。

『全集』 ここは原文に「武士」とあり、文脈的にも皇居
の警固の武官を念頭に置いた表現。

『集成』 ますらを

『全訳注』 ますらを

『全注』 ますらを

『新編全集』 ここは原文に「武士」とあり、竜麻呂の出た丈
部氏が皇宮警固に当たってきた家柄であることを
いう。

『釈注』 ますらを

『和歌大系』 原文「武士」をマサラフと訓む説もあるが、丈
部が皇宮警備に当たってきたことを示すと見ら
れ、モノノフと訓む。

『新大系』 (もののふと訓むが、関係する記述無し)

『全歌講義』 ますらを

『全解』 ますらを

以上のように、『注釈』の見解を直接批判したものはないが、作中の死者を現実世界の龍麻呂に還元し、その龍麻呂の官人としてのありようを勘案して「もののふ」と訓じようとしている点を見て取れる。これは、この部分が龍麻呂の発話部分と考えられている点と深く結びついていると思われる。すなわち、後に「玉かづら いや遠長く 祖の名も 継ぎ行くもの」というくだりがあるように、龍麻呂自身の、東国から上京し天皇に仕える「もののふ」だという自負の表れと解そうとしているのである。しかし、その一方で、当該歌の生身の作者である大伴三中将が、どこまで龍麻呂の立場になり得たかは不明というしかない。この点は後述するとして、あらためて「武士」の文字列について見て行くこととする。

上代文献^(注一)の「武士」の文字列は、当該例以外には、『続日本紀』に二例を数えるだけである^(注三)。

また、詔して曰く、「文人・武士は国家の重みする所なり。」
(養老五年(七二二)一月二十七日)

その明経・文章・音博士・明法・算術・医術・陰陽・天文・
曆術・貨殖・恪勤・工巧・武士、惣て五十五人に、糸人ごと
に十紬を賜ふ。(宝龜二年(七七二)十一月二十四日)

二例ともに、武術に優れた人の意に用いられており、「武士」の

文字列は、武芸に秀でた人物の称といつて間違いない。当該歌の訓もこの点を基に考えるべきである。

まず、「ますらを」は、稲岡耕二氏「軍王作歌の論」(『国語と国文学』五十巻五号・一九七三年五月)『万葉集の作品と方法』所収)が述べるように、律令官人としての自我意識を表すとともに、優れた男子の意を持ち、『注釈』の詳論とともに「武士」の訓として適切である。

一方「もののふ」は、集中に二十一例存在し、十八例までが「八十」、「磐瀬の社」、「宇治川」にかかる枕詞である。「八十」、「磐瀬」へはそれぞれ「八十」、「五十」という多数を意味する数詞を介在して連接すると考えられ、残る「宇治川」にかかる枕詞の例は、集中に三例見られる「もののふ 八十宇治川」を媒介として成立した枕詞と考えられる。また、枕詞以外の三例は以下の通り。

ますらをの 輓の音すなり もののふの 大臣 楯立つらし
も (1・七六)

もののふの 臣の壮士は 大君の 任けのまにまに 聞くと
いふものそ (3・三六九)

秋野には 今こそ行かめ もののふの 男女の 花にほひ見
に (20・四三二七)

第一例（1・七六）は大臣たちが楯を立てる様子を歌ったものであり^{〔註四〕}、第二例（3・三六九）は官人を総体として描き出し、第三例（20・四三二七）も多数の官人たちの様子を歌ったものである。ここに見えてくる「もののふ」はいずれも多くの官人たちを想起させる例ばかりである。「もののふ」は多数性を前提とした文武百官の意である。

「ますらを」にも、先の1・七六番歌のように多数性を表している例があるが、

くますらをと 思へる我も しきたへの 衣の袖は 通りて
濡れぬ（2・一三二）

に代表される、交換不能な個を表現した例を持つ。「ますらを」と「もののふ」の相違は意味の違いに留まらず、「もののふ」が単数性を持ち得ない点にもある。

このように見て来ると、やはり「ますらを」の優位性は動かない。しかし、この点は、次の「所云」の訓と、当該歌の冒頭部の理解とに深く関係するため、今は結論を急がず、「所云」について論を進めたい。

五 所 云

先に示したとおり、当該部分の訓は「いはるる」と「いはれし」

とに割れているが、この点について述べた注釈はほとんどない。わずかに『全注』が、

イハレシカイハルルかというところ、自己紹介では自己に対する世評を述べるので、必ず過去形。それでイハレシと訓む。

とするが、当該部分は、自己紹介とは無関係であり、注の意図は不明である。あらためて、考える必要があろう。

集中に「所云」の文字列は、四例あるが、うち二例は「妻 所云」（11・二二六二）、「妹 所云」（11・二四三五）の用例であり、参考にならない。残る二例は、次の通り。

我が故に 所云妹 ^{いはれしものは} 高山の 峰の朝霧 過ぎにけむかも
（11・二四四五）

おほろかの わざとは思はじ 我が故に 人に言痛く 所 ^{いは}
^{れしものを} 云物乎（11・二五三五）

両例ともに助詞の「き」を訓み添えて、「いはれし（妹、もの）」と付訓されている。一方、「所云」の類例と思われる「所言」は、昔こそ 難波みなかと 所言^{いはれけめ}奚米 今都引き 都びにけり
（3・三二二）

をみなへし 佐紀野に生ふる 白つつじ 知らぬこともて
^{いはれしわがせ} 所言之吾背（10・一九〇五）

く言ひづらひ ありなみすれど ありなみ得ずぞ 所^{いはれにし}言西

我身あがみ（13・三三〇〇）

の三例を数え、いずれも「いはる」と訓まれる。「き」の訓み添えは文脈に依存する可能性が高く、当該歌についていえば「いはるし」、「いはるる」は、共に訓として不自然ではないことが理解される（注）。「所云」に関しては、文脈から訓を決定するしかあるまい。「武士と いはれし人は」と付訓すれば、過去に「武士だといわれた人は」の意になる。たしかに、自らを「いわれた人」と規定するこの訓には無理があるう。一方、「武士と いはるる人は」と訓めば、「武士だといわれている人は」という意となり、出発に際して、自らを鼓舞する表現となる。しかし、この部分は、あらためて解釈し直す必要があると考える。ことは長歌冒頭部の解釈に依存する。

六 天雲の 向伏す国

長歌の冒頭部「天雲の 向伏す国」は、
白雲の 棚引く国の 青雲の 向伏す国の 天雲の 下なる
人は（13・三三二一九）

（皇神の見み霽かします四方の国は、天の壁立かきつ極み、国の退そき立つ限り、青雲の靄たなびく極み、白雲の墮おり坐あが向伏す限り）
（祈年祭）

文部龍麻呂挽歌の冒頭部について——訓釈を中心に——

（皇神の見霽かします四方の国は、天の壁立つ極み、国の退き立つ限り、青雲の靄く極み、白雲の向伏す限り）（六月月次）
などが引かれ、

中央から遠い地方の諸國をさしていふ。〔全書〕

都からはるか遠い所を意味する慣用語。〔集成〕

と注される。妥当な理解であると思われる、

二句まで都から遠い東国などの出身者であることを示す。〔和歌大系〕

歌大系〕

という注も、後に両親を「母父」と表現することと相俟つて、まちがった解釈とは思えない。とすると、当該歌の冒頭は、東国を都から見て遙か遠くに存在する国として遇していることになる。

ところで、先述の通り、当該歌はこの冒頭から第十四句（祖の名も 継ぎ行くもの）までが、

冒頭からここまで、竜麻呂が門出に際して家族に残した言葉。かくあらねばならぬという自己の責任を一般的に述べる。〔新編全集〕

（ここまで門出にあたり家族に残した竜麻呂の言葉。〔和歌大系〕

とされ、悼まれる死者の発話から歌い起こされるとするのが通説

である。

しかし、己の出身地を「天雲の 向伏す国」と表現するであろうか。先に見た用例は、いずれも都を中心として東国をその中心から遠く離れた僻地として捉える発想を前提としている。勿論、東国出身者が時としてそうした発想に基づいた発話をしないとはいえないが、ここは、出発時にあたって、「母父に 妻に子ども」に対して自己の矜持を述べる、いわば決意表明の場面である。到底本人の発話とは思えない。

一方、生身の作者を考慮の枠内にいれた場合、都人が東国を「天雲の 向伏す国」と表現してしまうのは、中原意識の現れとすらいえないほど当然であった可能性が高いであろう。それは、極端にいってしまえば、*"A long time ago, in a galaxy far far away"*のお話しである『*Tar Wars*』の主人公たちが英語を使っていることに違和感を覚えないことと質的に等価であろう。

つまり、「天雲の 向伏す国」を出発時の発話内容と理解しようとする説は、こうした機制を無前提に受け容れてしまっていることになる。しかし、そうした機制を受け容れてしまっているのであれば、「武士」の文字列を、その意味だけから「ますらを」と訓む説と、文部氏の職掌を考え、龍麻呂が史生だったことを踏まえて「ものぶ」と訓む説との間には、どれほどの方法的差異があ

るのだろうか。むしろ、「ますらを」と訓もうとする説の方法的不徹底が露呈してしまっているようにすら思われる。

この、発話から歌い起こされるという通説に唯一異を唱えている注釈書は、『注釈』である^{注七}。『注釈』はこの点について、

上の「すめるぎの」以下この句までが龍麻呂が両親や妻子に語つた言葉である。

としか記述していないが、明らかに冒頭の「天雲の 向伏す国の武士登 所云人者」を話者の表現（いわゆる地の文）として理解していることがわかる。ところが、このように理解すると「所云人は」『祖の名も 継ぎ行くもの』と 語らひて 立ちにし日より」と「人」に下接する係助詞「は」を受けける部分が、「たらちねの 母の命は」の修飾部となり、文脈が破綻してしまうため、これまで顧みられなかったであろう。たしかに、この点についてだけいえば、冒頭から発話部分とすれば、文脈上の破綻は回避できる。

しかし、一方、当該歌は、

所云人はく立ちにし日より母の命はく待ちけむ人はくあり
つる君はく

と、係助詞「は」が結ばれることなく連続して使われており、そもそもが文法的に破綻しているといわざるを得ない。もつとも、

これは文法的破綻というよりも、当該歌の大きな特徴として捉えるべきであろうが、いずれにしても、文法的破綻を避けるために初四句を死者の発話とすることは説得的とはいえない。

また、冒頭を死者の発話と捉えると「所云人」を「いはるる人」、「いはれし人」のどちらかで訓んだとしても、自らを再帰的に「人」と定義したことになる。こうした一人称を示す「人」の用例は、集中の「人」六八九例中、次に掲げる三種^{（注八）}十一例しかない。まず、「人」と「我」とが共起することによって、自らを規定する用例が八例。これらは、「古へ」、「うつせみ」、「世」、あるいは表現はされないけれども、「立派な人」などと一定の限定を持つ「人」と「我」とを対照することによって、その「人」と「我」とを同化したり異化したりする表現である。

古への 人に我あれや 楽浪の 古き京を 見れば悲しき
(1・三二)

うつそみの 人なる我や 明日よりは 二上山を 弟と我が
見む (2・一六五)

く我をおきて 人はあらじと 誇ろへど 寒くしあれば
(5・八九二)

くうつせみの 人なる我や なにすとか 一日一夜も 離り
居て 嘆き恋ふらむ (8・一六二九)

卷向の 山辺とよみて 行く水の 水沫のごとし 世の人我
は (7・一二六九)

年のはに 梅は咲けども うつせみの 世の人我し 春な
りけり (10・一八五七)

く我をおきて また人はあらじと いや立て 思ひし増さる
(18・四〇九四)

くうつせみの 世の人我も ここをしも あやに奇しみ
(18・四二二五)

これらの用例は、「我」という一人称表現を伴うことによって、「人」が結果的に再帰的な一人称を意味している例といえよう。次は、問答や贈答において、前歌との関係で再帰的に「人」が一人称を示す用例である。

梓弓 引かばまにまに 寄らめども 後の心を 知りかてぬ
かも 郎女 (9・九八)

梓弓 弦緒取りはけ 引く人は 後の心を 知る人ぞ引く^{（禰師）}
(2・九九)

丹比真人歌一首
難波潟 潮干に出でて 玉藻刈る 海人娘子ども 汝が名告

らさね (9・一七二六)
和歌一首

あさりする 人とを見ませ 草枕 旅行く人に 我が名は告
らじ (9・一七二七)

これらは、前歌による二人称の規定(梓弓を引く人や、海人娘子)が存在するため、結果的に「人」がその歌の話者(一人称)を指し示していると判明する例である。残る例は、

藤波を 仮廬に造り 浦回する 人とは知らに 海人とか見
らむ (19・四二〇二)

である。この用例は、歌表現からだけは明瞭にならないが、「布勢水海」に遊覧した時の歌群中の一首であり、この「人」は、遊覧に同道した一行の人々を示していることは間違いない。

このように見ると、当該歌に近い用例は、第一類ということになるが、「人」の内実を再帰的に反映させる「我」が存在しておらず、同類と見るわけにはいかない。結局、もしも当該歌の「人」を死者・文部龍麻呂の自己規定と理解するとすると、集中の唯一の歌い方ということになる。

さらに、発話表現から始まる長歌を集中に拾うと次の十四首をあげることができる。

○「〜といふ」型

『み吉野の 耳我の山に 時じくそ 雪は降る』といふ 間
なくそ 雨は降るといふ (1・二六)

『秋萩を 妻問ふ鹿こそ 一人子に 子持てり』といへ
(9・一七九〇)

『み吉野の 御金の岳に 間なくぞ 雨は降る』といふ 時
じくそ 雪は降るといふ (13・三二九三)

『渋谿の 二上山に 鶯そ子産む』といふ 翳にも 君がみ
ために 鶯そ子産むといふ (16・三八八二)

『紀伊の国の 浜に寄る』といふ 鮑玉 拾はむと言ひて
妹の山 背の山越えて 行きし君 いつ来まさむと (13・
三三一八)

『珠洲の海人の 沖つ御神に い渡りて 潜き取る』といふ
鮑玉 五百箇もがも (18・四二〇一)

『海神の 神の命の みくしげに 貯ひ置きて 斎く』といふ
玉にまさりて 思へりし 我が子にはあれど (19・四二二〇)

○伝説型

『鶏が鳴く 東の国に 古に ありけること』と 今までに
絶えずいひける 勝鹿の 真間の手児名が (9・二八〇七)

『天地の 遠き初めよ 世間は 常なきもの』と 語り継ぎ
流らへ来れ (19・四一六〇) (注九)

『古に ありけるわざの くすばしき 事』といひ継ぐ 千
沼壮士 菟原壮士の うつせみの 名を争ふと (19・四二二)

一一)

『天皇の 遠き御代にも おし照る 難波の国に 天の下
知らしめしき』と 今のをに 絶えずいひつゞ (20・四三

六〇)

○その他

『なゆ竹の とをよる皇子 さにつらふ 我が大君は こも
りくの 泊瀬の山に 神さびに 齋きいます』と 玉梓の
人そいひつるゝ (3・四二〇)

『三香原 久邇の都は 山高み 川の瀬清み 住み良し』と
人はいへども あり良しと 我は思へどゝ (6・一〇五九)

今、便宜的に「くといふ」型と伝説型とに分類したが、両者と
も、その発話主体を特定できず、一般的な言説を発話形式を用い
て表現していることがわかる。その他に分類した第二例(6・一
〇五九)も、不特定多数の発話であり、内容的には、「くといふ」
型や伝説型の範疇に入るといってよい。残る3・四二〇番歌は、
たしかに、「玉梓の 人」の発話から始まっており、当該歌にある
程度類似しているが、その発話の聞き手は話者であり、歌の理解
は容易である。一方、当該歌を発話表現から始まる歌と考えると、
話者にとって嘆きの対象である死者による、話者とはつながりの
ない人への発話となり、これを発話と理解することは困難である。

しかも、他に解釈の余地のない表現であれば、そうした理解もや
むを得ないかもしれないが、当該歌は、すでに『注釈』が指摘し
ているように、「天雲の 向伏す国の 武士と 所云人は」を、
「天皇のく」以下の発話主体と理解することが可能であり、先に
も引いた、

白雲の たなびく国の 青雲の 向伏す国の 天雲の 下な
る人は 我のみかも 君に恋ふらむ 我のみかも 君に恋ふ
れば (13・三三二九)

のように「人は」は歌全体の主題提示の機能をはたしているいっ
てよい。

以上の点を確認した上で、あらためて「武士登 所云人者」の
訓について考えてみたい。

七 武士登 所云人者

当該歌の冒頭は話者による死者の定義であった。すると、幽明
境を異にしてしまった死者に対して「いはるる人は」と表現する
ことはあり得ず、「所云人者」は、「いはれし人は」と付訓するよ
りないことになる。

残る「武士」については、話者が死者を「ますらを」と遇して
いるか、「ものぶ」と遇しているかに依存することになる。しか

し、当該歌の場合、「武士と いはれし人」という表現の話者と「天皇の 神の御門に」以下の発話主体とが異なるため、表現の側から導き出される話者という概念を利用する限り、発話内容を管掌する主体と地の文の話者とを別個に考えざるを得ず、「武士の訓決定に発話内容を利用できないことになってしまふ。話者は話者でしかなく表記とは相渉らないため、訓が不安定な状態では話者が話者として機能できないといつても過言ではない。とすれば、地の文と発話内容とを統合的に管掌する操作概念が必要となつてくる。作品の文字列を管掌する仮想的な主体——仮に表記主体と記す——を指定したい。勿論、文字列から抽出された概念である以上、表記主体を生身の「大伴三中」に同定することはできないが、作品全体を管掌しているという点において、訓の決定に際し、有効な概念と思われる。

そして、その表記主体（ここでは結果的に話者と同期することになるが）は、死者である丈部龍麻呂をして

天皇の 神の御門に 外の重に 立ちさもらひ 内の重に
仕へ奉りて 玉かづら いや遠長く 祖の名も 継ぎ行くも
の

と発話させる⁽⁷⁷⁾。天皇に仕える職掌が多様に存在する中であつて「御門の 外の重に 立ちさもらひ」という職掌の範囲は、「内

の重に 仕へ奉るものに比べて極めて狭い。「内の重」に関わる職掌を特定することはできないが、「外の重に 立ちさもらひ」は極めて具体的な職掌であり、表記主体は、その職掌を「祖の名も 継ぎ行くもの」と規定したのである。それは「丈部」という「祖の名」を背景に「御門の 外の重に 立ちさもらひ」ことが龍麻呂の本懐であつたという判断に他ならない。その職掌の文字化が「武士」である。そして龍麻呂の本懐として表現された「さもらひ」は、集中に十一例見える。

東の 多芸の御門に さもらへど 昨日も今日も 召す言も
なし(2・一八四)

く大殿を 振り放け見つつ 鶉なす い這ひもとほり さも
らへど さもらひえねばく(2・一九九)

いつしかも この夜の明けむと さもらひに 眠の寝かてね
ばく(3・三八八)

風吹けば 波か立たむと さもらひに 都太の細江に 浦隠
り居り(6・九四五)

大御舟 泊ててさもらひ 高島の 三尾の勝野の 渚し思ほ
ゆ(7・一一七一)

大き海を さもらひ水門 事しあらば いづへゆ君は 我を
率しのがむ(7・一三〇八)

天の川 いと川波は 立たねども さもらひ難し 近きこの
瀬を (8・一五二四)

く妹に逢ふ 時さもらふと 立ち待つに 我が衣手に 秋風
の 吹き反らへば (10・二〇九二)

天皇の 神の御門を 恐みと さもらふ時に 逢へる君かも
(11・二五〇八)

人目多み 常かくのみし さもらはば いづれの時か 我が
恋ひざらむ (11・二六〇六)

く朝なぎに 船向け漕がむと さもらふと 我が居る時に
(20・四三九八)

6・九四五番歌によく表れているように「さもらふ」は何かあつた時に行動できるような待機する意である。そして、「丈部」の職掌はさまざまにいわれているが(前掲佐伯論文など)、その基本が宮の警護にあることは間違いない。「さもらふ」はその職掌の本質であつたらう。先に「武士」を「もののふ」と訓じていた諸注がござつて「丈部」の職掌について触れていたのはこの限りにおいて正しい。しかし、「もののふ」は見てきたように、文武百官を意味し、職掌の特定が不可能などころか、百官という多数性を内包していた。「もののふ」は当該歌の文脈にはそぐわない。表記主体は東国の「健男」(11・二三七六)、「益荒夫」(9・一八〇〇)

として死者を造形したと思われる。特に「益荒夫」(9・一八〇〇)は、田辺福麻呂歌集所出の「足柄の坂を過るに、死人を見て作る歌一首」にあつて東国から中央に出仕し、旅の途中で倒れた男の造形の一部であり、当該歌と、その作品環境は通底する。

当該部は「天雲の 向伏す国の ますらをと いはれしひとは」と訓み、「都を遠く離れた国の武士だといわれた人」という龍麻呂の造形と理解すべきである。

『注釈』には、「いはれし」についての言及がないので、明確なことはいえないが、本稿で述べた点を抑えていた可能性がある。あらためて『注釈』の読みの確かさを知ることができる。

八 むすびにかえて

本稿は、『注釈』説の妥当性を検証するためのものであつた。また、死者である丈部龍麻呂に「天雲の向伏す国」と発話させるといふ、都人の無自覚の責を三中に負わせずに済んだ。もつとも、この点についていえば、たとえ地の文であっても、死者の郷里をそう表現することは、あるいは同じ責めを負ってしまうのかもしれない。

それでも、近親者への挽歌や行路死人歌といった、表現の枠組みとは全く別の可能性を開いたという点において、当該歌は、天

平の挽歌の一側面を担うといつてよいであろう。

また、長歌の文法上の構造破綻については、当時の宮廷歌人である笠金村の手になる、神龜元年(七二四)の紀伊行幸歌も、

大君の 行幸のまにま もののふの 八十伴の緒と 出でて
行きし うるはし夫は 天飛ぶや 軽の路より 玉だすき

歎傍を見つつ あさもよし 紀伊道に入り立ち 真土山 越
ゆらむ君は もみち葉の 散り飛ぶ見つつ にきびにし 我

は思はず 草枕 旅を宜しと 思ひつつ 君はあるらむと
あそそには かつは知れども(4・五四三)

と、当該歌と同様に係助詞「は」について破綻している。あるいはこうした文法的破綻は許容範囲のものであったのかもしれない。とはいっても、当該歌に対する低い評価は変わらないであろう。

しかし、生身の作者を視野に入れてよいのであれば、龍麻呂が出立に際して発した家族へのことばは、実際の史生としての職掌とは別に、「天皇の 神の御門に 外の重に 立ちさもら」ふという文部の伝統を守ろうとする龍麻呂の強い意志の表れと見ることができ、龍麻呂の「ますらを」としての矜持を存分にあらわしているといえるだろう。少なくとも稿者の心には、部下を自殺で失った上司の痛恨の感情が生起した。当該歌が何らかの方法で、故郷で龍麻呂の帰りを待っていたであろう家族に伝わったことを願う

ばかりである。

一 注 「いはゆる」と「いはるる」、「および」「いはれし」と「いはれし」との間には弁別的差異を設けない。以下、「いはるる」、「いはれし」と記す。

二 ここでいう上代文献は、『万葉集』、『古事記』、『日本書紀』、『風土記』、『続日本紀』、『懷風藻』を指す。

三 以下、用例には当該歌を含めない。

四 『釈注』は「物部」を「もののべ」と訓じ、石上朝臣麻呂を指すとす
るが、「もののふ」の意とは関係しない。

五 『釈注』はこれも注四同様に「もののべ」と訓むが、「これも」「もののふ」の論に影響しない。

六 類例として「所謂」、「所曰」が考えられるが、両例ともに、上代文献の歌表現としては存在しない。

七 管見に入った限りではあるが、松田浩氏「万葉集卷三・笠金村歌群の主題と編纂と」主題化された『ますらを』意識」(『埼玉大学国語教育論叢』第十号・二〇〇七年三月)が『注釈』と同じ立場を取る。

八 十一例しかない用例を三種に分類すること自体、ほとんど意味はないが、今しかないう例を三種に分類すること自体、ほとんど意味はない

この用例は伝説とはいえないけれども、世に知られた情報ということ
で、ここに分類した。

九 本来ならば、表記主体という用語を用いる以上、原文を載せるべきではあるが、読みやすさを考慮して、訳文とした。以下も同じである。

十